

# 苫小牧港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成22年3月

苫小牧港港湾管理者

苫小牧港管理組合

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成19年9月苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成19年11月交通政策審議会第27回港湾分科会

の議を経た苫小牧港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

# 目 次

変更理由	1
1 危険物取扱施設計画	2

## 変更理由

企業の利用計画の変更に対応するため、西港区勇払地区において危険物取扱施設計画を変更する。

## 1 危険物取扱施設計画

立地企業の要請に基づき、危険物取扱施設計画を次のとおり計画する。

[危険物取扱施設計画]

西港区勇払地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 165 m (専用) [変更]

既設

専用埠頭

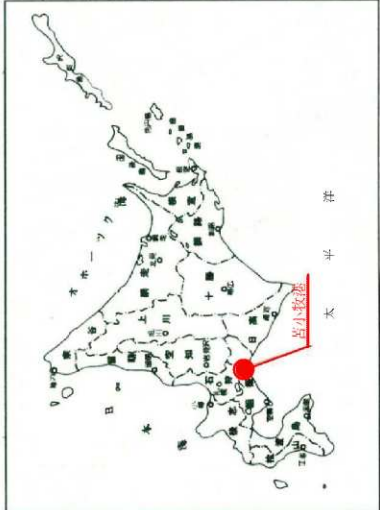
水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 165 m

# 苫小牧港港湾計画位置図



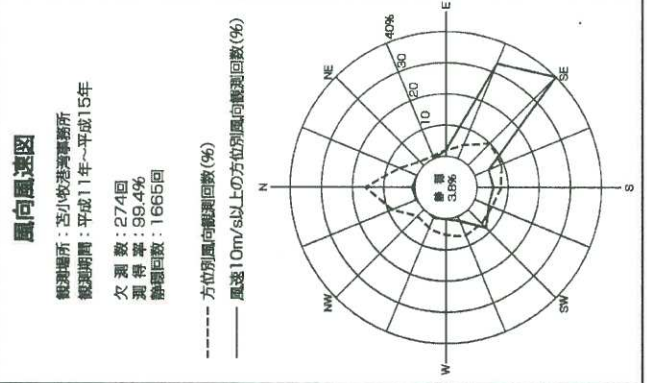
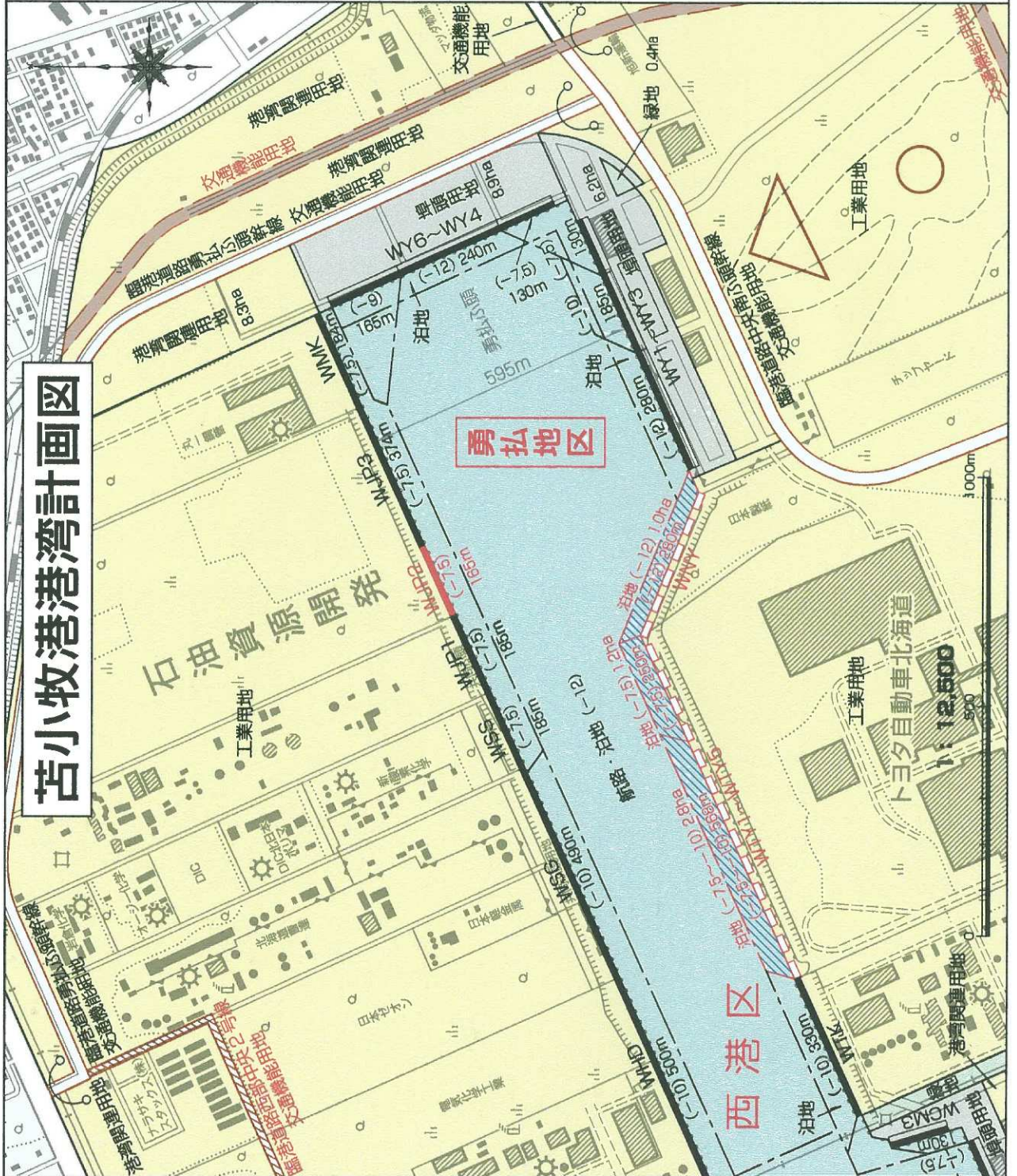
勇払地区

凡例
○ 計画変更箇所





# 苫小牧港港湾計画図



凡例	例
	航路・泊地 (既定計画)
	公共岸壁 (既定)
	専用岸壁 (今回計画)
	埠頭用地 (既定)
	緑地 (既定)
	臨港道路 (既定計画)
	その他道路 (既定)
	その他の用地 (既定)
	将来